

紛争処理申請書記入要領

- ① 申請年月日を記入してください。
- ② 自動車事故の当事者(被害者氏名、相手方氏名)を記入してください。
- ③ ②の当事者にかかる自賠責保険損害賠償額又は保険金等の支払請求権者氏名(押印)、連絡先
・当事者(被害者側か相手側かを○で囲む)との続柄を記入してください。
・支払請求権者以外の申請者のときは、委任者の委任状及び印鑑証明書を添付してください。
- ④ 申請者(支払請求権者)から委任を受けた弁護士等の代理人氏名(押印)、連絡先
・委任者の委任状及び印鑑証明書を添付してください。
・申請者との関係を記入してください。
- ⑤ 紛争の相手方としている、自賠責保険会社(共済組合)又は自動車(任意)保険会社(共済組合)の名称及び取扱部署を記入してください。
- ⑥ 紛争処理を求める事項として該当する番号に○をつけてください。
・保険会社又は共済組合からの通知書(回答書)を添付してください。(コピー可)
- ⑦ 「別紙」に記入してください。
・「紛争の問題点」は、⑥で○印を付けた事項の内容を具体的に記入してください。
・「交渉の経過の概要及び請求の内容」は、わかる範囲でできるだけ具体的に記入してください。
- ⑧ 交通事故証明書(コピー可)を添付してください。添付できない場合は必要事項を記入してください。
- ⑨ 他の相談機関等に解決を申し出ている場合には、該当番号に○印をつけてください。

【注意事項】

1. 紛争処理申請を迅速に処理するため、添付の同意書にも記名押印のうえ、申請書と共に提出してください。なお、同意書については、事故状況等により追加の同意書の提出等をお願いすることがありますのでお含み置きください。
(注) 紛争処理申請書、申請書別紙及び同意書は原則として返却しません。
2. 各項目について記入欄が不足の場合には、適宜別紙に記入してください。
3. 証拠書類その他の参考資料(レントゲン写真等)を添付してください。(資料取付けにかかる費用は、申請者のご負担となります。)
4. 次に該当する場合は申請できません。
 - *民事調停若しくは民事訴訟に係属中であるとき又は当事者間の紛争が解決しているとき。
 - *他の機関(交通事故紛争処理センター等)に斡旋等を申し出ているとき。ただし、紛争処理機構で紛争処理を開始するため、他の機関斡旋等について中断又は中止する旨を連絡している場合を除く。
 - *申請者が不当な目的により紛争処理の申請をしたものと認められるとき。
 - *申請者が権利又は権限を有しないと認められるとき。
 - *弁護士法第72条に違反する合理的な疑いのある者からの紛争処理の申請と認められるとき。
 - *自賠責保険・共済からの支払い金額に影響がないと認められるとき。
 - *紛争処理機構においてすでに紛争処理を行った紛争に係るものと認められるとき。
 - *自賠責保険・共済への請求が行われていない事案に係る紛争であると認められるとき。(事前認定を除く)
 - *その他、紛争処理機構が紛争処理を行うに適当でないと認められるとき。

*記入要領がわからない場合は、次の業務時間内に紛争処理機構事務局あてにご照会ください。

(原則として、1月5日から12月27日の間の祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から12時、午後1時から5時までです。)

本 部 : TEL 03 - 5296 - 5031 ・ FAX 03 - 5296 - 5035

大阪支部 : TEL 06 - 6265 - 5295 ・ FAX 06 - 6265 - 5296